

医療法人化のすすめ

平成 24 年 4 月 1 日より法人税率が引き下げられたことにより、
医療法人化のメリットはますます高まっています。
これを機に、貴院の医療法人化を検討されてはいかがでしょうか。



税理士法人 アラタ

吉田経営会計事務所

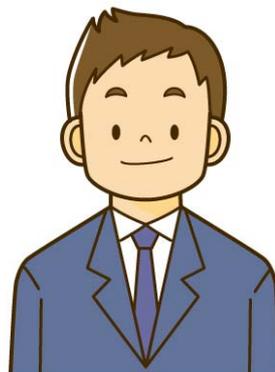
〒780-0815 高知市二葉町4番8号

TEL(088)882-3228 FAX(088)882-7037

<https://kochi-yoshidakeiei.com/>

給与所得控除の活用で節税に

院長先生の役員報酬が経費として認められるようになり、給与所得控除が受けられるようになります。



例えば、所得が20,000千円発生した場合…

■ 個人事業の場合

収入 50,000千円	経費 30,000千円
	事業所得 20,000千円

■ 法人化した場合

収入 50,000千円	経費 30,000千円
	給与所得控除 2,200千円
	給与所得 17,800千円



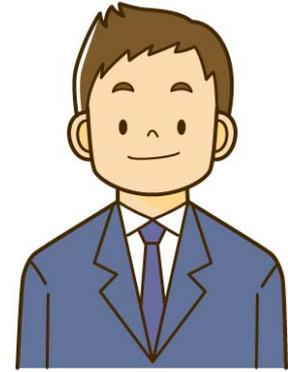
ポイント

事業所得に比べて、給与所得には給与所得控除の規定があるため、その分だけ、所得が少なくなり、税額が低くなります。

給与所得控除の金額は
平成29年の税制改正後のものです。

生命保険の活用で節税に

契約形態によっては、支払った保険料の一部、または全部が経費として認められます。



■ 個人事業の場合

生命保険料控除が適用されます。
最高で12万円が控除されます。

■ 法人の場合

法人を契約者とした契約の場合の一例として

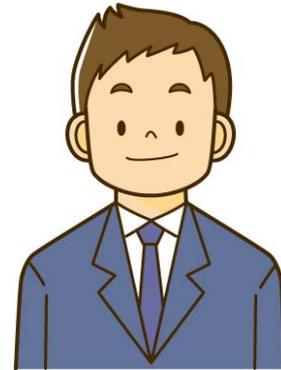
定期保険・ガン保険	・・・	支払った保険料の1/2
医療保険	・・・	支払った保険料の全額が 経費として認められるものがあります。

ポイント

法人を契約者、被保険者を理事長である先生や、理事となる奥様とした保険契約を締結することにより、支払った保険料の一部、または全部が医療法人の経費として認められるため、課税所得を引き下げる効果があります。

日当の支給で節税に

法人の場合、就業規則の規定があれば、出張費に加えて、日当を支給することができます。



例えば、院長先生が学会等への宿泊を伴う出張のケースでは・・・

■ 個人事業の場合

交通費・宿泊費のみ経費として認められます。

■ 法人の場合

交通費・宿泊費に加えて、就業規則の定めがあれば、日当を院長先生が受け取ることができます。

ポイント

日当の支給は、交通費としての処理となるため、計上できる費用が多くなることで節税につながります。

加えて、院長先生が受け取る日当は、給与として支払われるものではないため、給与課税の対象からも外れることになります。

設立時は消費税が免除されます

法人の設立の第1期目、第2期目においては、消費税の課税が免除されるという規定があります。



消費税上の売上高(課税売上高)が1,000万円を超えると、消費税の課税事業者となります。

医療機関の主たる収入である診療収入は、課税売上高を構成しませんが、自由診療収入等は課税売上に該当するため、場合によっては、消費税の納付が必要になることもあります。

ただし、この規定を適用できるのは、新設法人の資本金が1,000万円未満の場合のみです。

また、第2期目においては、前事業年度の上半期の課税売上高、及び給与支給額が、いずれも1,000万円を超える場合には、免税事業者となりません。

ポイント

会計年度の設定によっては、最高で2年間、免税事業者になれるという恩恵を受けることができます。

自由診療などの診療比率が高く、課税事業者となっている場合には、免税事業者を選択することによって、消費税の負担を免れることができます。

欠損金・赤字の対応も柔軟になります

事業が、赤字となってしまった場合でも、減価償却の計上方法や、繰越欠損金の制度などは、法人の方が有利といえます。



■ 個人事業の場合

減価償却 …… 毎期償却が強制されます。
繰越欠損金 …… 3年間の繰り越しが可能です。

■ 法人の場合

減価償却 …… 償却については任意となります。
繰越欠損金 …… 10年間の繰り越しが可能です。

ただし、この規定を適用できるのは、中小法人の場合のみとなります。
平成28年度の税制改正により、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額に適用されます。

ポイント

個人事業の場合、減価償却が強制されるうえ、欠損金の繰越期間が短いですが、法人の場合は、繰越期間が長いうえに、減価償却を行うかは任意であるため、欠損金が相殺できる期間が大幅に有利といえます。

退職金の支給が可能になり、厚生年金にも加入できます

退職後の資金の確保が可能になる
うえ、支払った退職金は、法人の経
費として認められます。



■ 個人事業の場合

- ・事業主への退職金の支給 …… できません。
- ・院長先生の厚生年金への加入 …… できません。

■ 法人の場合

- ・代表者への退職金の支給 …… 要件を満たせば支給は可能で法人の経費として計上も可能です。

所得の申告 …… 受け取った個人の退職所得として申告の対象となります。

仮に、勤続30年退職金を3,000万円とすると ……

1,500万円(40万円×20年+70万円×10年)が退職所得から控除され、残額の1,500万円の1/2に一定の税率を乗じた金額が、他の所得とは別に単独で課税されます(分離課税にて算定)。なお、この場合では、約110万円の課税となります。

- ・院長先生の厚生年金への加入 …… 加入できます。

ポイント

退職金として受け取ることにより、退職後の資金を確保できます。院長先生や奥様には退職所得が発生しますが、退職所得は事業所得より、退職所得控除及び、税額計算の方法の両方で優遇されているため、節税効果も期待できます。

国民年金に比べ、保障が手厚い厚生年金に加入することは、老後に対する備えになります。

事業承継が容易です

事業用財産を法人所有とすることで、相続・事業承継を容易にすることができます。



■ 個人事業の場合

事業財産の所有者・・・ 個人

(事業財産のすべてが相続・事業承継の対象となります。)

■ 法人の場合

事業財産の所有者・・・ 法人とすることも可能です。

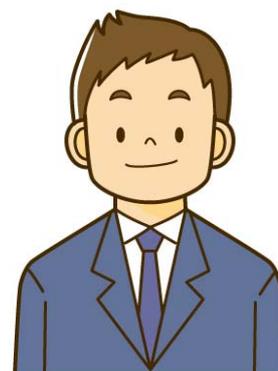
ポイント

事業用財産を法人所有としておけば、相続時等において直接の分割の対象とはならないため、円滑な事業承継が可能といえます。

また、個人事業の場合には、代表者の死亡とともに廃業となりますが、法人の場合は、組織として事業を営んでおり、代表者の変更を行うことで、継続的に事業が継続できる点も重要なメリットといえます。

基金拠出型医療法人は相続対策に有用

基金拠出型医療法人は、従来の出資持分のある医療法人のように、評価額が上昇する問題がなくなり、相続税の負担の問題が解消されました。



■ 医療法人(出資持分あり)

医療法人の内部留保が高まると、それに伴い出資持分の評価額が増大し、相続税が多額に発生する可能性があります。

■ 基金拠出型医療法人

基金(債権)の拠出であり、医療法人の出資ではないため、医療法人の留保利益が増加しても、基金の評価額は、拠出額のみで、評価額が上昇する問題が発生しません。

ポイント

基金は、法人の出資ではないという性格から、基金拠出型医療法人制度は、相続時の相続税負担による法人の継続性のリスクを軽減する有用な手段といえます。

また、基金については、一定の要件のもとで返還をすることが可能であり、投下資本の回収を早期に行うことも可能です。

事業展開を拡げることができます

医療法人化すれば、介護事業・分院設立などが可能になります。



■ 分院の開設

医療法の規定により、分院の設置は法人のみが可能であり、2か所以上の経営を行うには、法人化が要件となります。

■ 介護保険事業

介護保険法等の規定により、介護事業を行うためには法人格の取得が必要です。

ポイント

分院の設置、あるいは経営の多角化の観点から介護事業や有料老人ホームの事業に進出するには、各種法律の要件に合致するため法人化することが必須となっています。

介護保険事業等は、医院の経営とのシナジーが見込める事業として、事業拡大には有用といえます。

そのほかにも以下のようなメリットがあります

決算期の変更、社会的信用力アップ、
社会保険診療報酬の源泉徴収等の点
でのメリットがあります。



■ 決算期の変更

個人事業の場合は、暦年決算が定められており、変更はできません。しかしながら、法人の場合には、事業年度を自由に変更することができるため、年始に繁忙期を迎える場合には、法人化によって、比較的余裕のある時期に決算業務を変更することも可能です。

■ 社会的信用力アップ

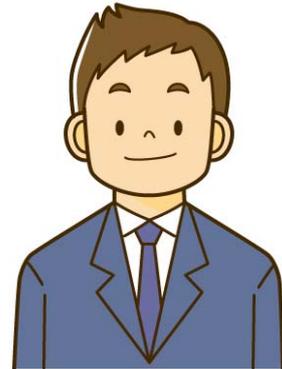
個人事業では、経営と個人家計が一体であり、混在していますが、法人を設立することにより、経営と個人が分離されるため、一般的には金融機関等からの信用が高まることによって、経営が安定すると考えられます。

■ 社会保険診療報酬の源泉徴収

個人事業の場合、社会保険診療報酬支払基金からの診療報酬は源泉徴収の対象となり、一定額が差し引かれ入金となりますが、法人化すると源泉徴収されなくなり、その分の資金が有効に活用できます。

各種の手続きが増加します

設立手続きの他に、設立後においても、県への決算報告・資産総額変更登記、隔年の役員変更登記などが必要になってきます。



■ 決算ごとの届出

決算期ごとに社員総会を開き、決算後3ヶ月以内に事業報告書、財産目録等を県に提出する必要があります。

■ 役員変更登記

医療法人の役員の任期は2年間で、任期満了ごとに登記をする必要があります。変更登記において再任することは問題ありません。

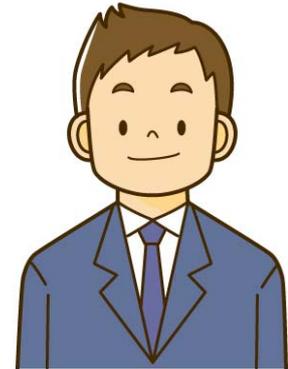
ポイント

医療法の規定により、理事長・役員の任期は最長で2年と定められており、法務局にて変更登記が必要です。

また、医療法人には非営利性が求められるため、医療法人の運営の健全化の確保の観点から、県に事業報告書等の提出が必要になります。

従業員が社会保険に強制加入となります

法人の場合は、従業員数に関わりなく、社会保険に強制加入となるため、負担が増加します。



■ 個人事業

従業員が5人未満の場合、社会保険への加入は任意となっています。

■ 法人

強制加入のため、事業所負担が発生します。ただし医師国保・歯科医師国保の継続は可能です。

ポイント

社会保険は労使折半のため、事業所が拠出する部分が負担増となります。

一方で、親族従業員分も当然に負担することを考えれば、国民年金よりも手厚い厚生年金に加入したほうがメリットがあるといえます。

負担増となる税金があります

法人住民税等、法人格の取得によって新たな税金が発生します。



■ 個人事業

利益がゼロであれば、税負担もありません。
(地方税の均等割は除きます。)

■ 法人

利益がゼロ、または赤字になった場合でも、
県民税と市民税の均等割の負担が必要です。

均等割は資本金、従業員数等によって金額が異なります。

ポイント

法人税率は、一般的には所得800万円までは15%です。

一方、所得税は累進税率が適用されるため、赤字である場合はもちろんの事、所得が少ない場合も負担増になるため、所得によっては、法人成りの節税効果が活かせない場合があることには、注意が必要といえます。

法人との取引に注意が必要です

法人との取引には、個人事業時と比べ制約があります。



例えば、事業資金を一部引き出した場合・・・

■ 個人事業

事業用の通帳から引き出しても税務上問題はありません。

■ 法人

事業用の通帳から引き出し使用すると、法人からの貸付となり、法人に対し、一定の利息を支払う必要があります。

ポイント

一般的には、法人の方が社会的信用が高まるといわれています。

これは、法人の設立により、事業と個人が別人格になるため、両者が明確に区分されるためです。

解散した場合は残余財産が 国等に帰属します

出資持分がないため、設立時に出資した金額が返還されません。(基金拠出型医療法人の場合は、基金拠出金額の返還は可能)



- 医療法人の解散時に、医療法人に残っている財産(残余財産)がある場合、それらは国等へ帰属することになっています。
- 出資金ではないため、設立時に出資した金額が返還されません。(ただし、基金拠出型医療法人の場合は基金額を返還可能)

ポイント

持分なし医療法人の場合は上記のとおり、残余財産の帰属が国等になっていますが、理事長への退職金等の支給をすることにより、残余財産を残さないことで、このデメリットを回避することも可能です。